



NextNews 1月号

はじめに



いつもお世話になります。
オフィスワングループより皆様へ
事務所オリジナル記事も交えながら、
皆様のお役に立つ様々な
ビジネス情報を発信させて頂きます。

お時間のあるときに気軽に
読んでいただければ幸いです。

※この案内は、当社のお客様や、
名刺交換をさせていただいた方へ、
毎月お送りしております。
少しでも皆様のお役に立てれば幸いです。

今後この案内がご不要の場合は、
お手数ですが弊社宛てにご連絡
頂きますようお願いいたします。

オフィスワングループ
ホームページ
<http://officeone-jp.com/>



新春のお喜びを申し上げます。
皆様おすこやかに新春をお迎えのことと存じます。
昨年は何かとお世話になりまして、大変ありがとうございました。
本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

【オフィスワングループ今年の抱負】

弊社の行動指針は、「自分たちにしかできない価値を提供する」という経営理念に基づいております。

では、自分たちにしかできない価値とは何か？

今年は以下の4点を強化してまいります。

- ①ワンストップサービスの拡充
- ②信託サービスの普及
- ③多店舗展開を生かした、より一層のスピード対応
- ④年間100回以上のセミナーによる情報発信

今年も、必ずご満足いただけるサービスを提供してまいりますので、
スタッフ一同よろしくお願い申し上げます。



「登記情報12月号」に掲載されました！



登記情報にオフィスワングループ代表島田が取材を受けました。

登記情報とは・・・

司法書士、土地家屋調査士、弁護士事務所、金融機関、裁判所、大学など幅広い読者層をもつ、登記実務をリードする専門情報誌です。

そのような登記情報に掲載されたことは大変光栄に思います。

私たちのクライアントの多くは金融機関です。ご相談が多いのが「登記」に関する内容です。最近増加している相談を以下に挙げています。

- ① 動産担保・債権譲渡担保いわゆるABL関係
- ② 信託に関する登記(受益権譲渡等)
- ③ 融資に伴う抵当権・根抵当権設定に関する登記

こんな質問してもいいのかな?など思わず、いつでもお気軽にご相談して下さい！

興味があれば、行員様向けセミナーもお受けしております！

融資先のオーナー様へお伝え下さい！

不動産投資は「〇〇〇」で節税と相続対策

ポイントは「個人の所得税が増税。法人の法人税は減税。」

不動産の経営やアパート経営によって家賃所得を得ている場合、他の所得と合わせて課税所得が2,000万円程度を超えたら「法人」の設立を検討することが望ましいと、以前から言われていました。

その理由は、主に節税対策です。

実際には法人化に伴うコストなどもありますから、所得が概ね900万～1,000万円以上になったら、法人化を検討するが方多いです。

ここでいう所得とは、不動産所得に給与所得などの他の所得を含めた合計金額です。

管理先の取引先のオーナー様に喜んで頂けるひとつのきっかけかもしれませんね。

一度シュミレーションしてみてもいいかがでしょうか？

